

規制の事前評価書要旨

【別紙4-3】

法律又は政令の名称	児童福祉法等の一部を改正する法律
規制の名称	新たな子育て支援事業等に対する監督等
規制の区分	新設
担当部局	子ども家庭局
評価実施時期	令和4年1月
規制の目的、内容及び必要性	<p>○ 家庭環境や養育環境、社会的養護に関する支援を強化する事業(以下「家庭環境等支援事業」という。)や里親支援事業を行う児童福祉施設(以下「里親支援センター」という。)を新設し、家庭環境や養育環境の支援、社会的養護に係る児童等に対する支援を強化し、児童の権利の擁護が図られた児童福祉施策を推進することとしている。</p> <p>○ 家庭環境等支援事業及び里親支援センターについて、事業開始の届出や事業者への秘密保持義務、事業制限や停止の命令等を行わないこととすると、行政官庁による事業の監督ができず、事業の質が担保されないこととなり、利用者が安心して事業利用をすることができない他、児童や妊産婦等の生命や身体の安全に危険が及ぶ可能性がある。また、事業者にとっても、事業の適切な運営が困難となる他、利用者の信頼が得られず、事業実施が滞る可能性がある。</p>
直接的な費用の把握	<p>【遵守費用】 家庭環境等支援事業者や里親支援センターを経営する者は、適切な事業運営のために必要な人員配置等の所要の対応を行うための費用が発生する。</p> <p>なお、家庭環境等支援事業者や里親支援センターを経営する者が、事業開始等の届出を行うこととなるが、届出の内容についてはオンラインによる提出を可能とするなど、簡素な内容とする予定であり、この点については金銭的負担は生じない。また、これらの者は、必要に応じ行政からの調査に応じることとされ、行政による事業制限・停止命令に従うこととされるが、これらは事業を適切に運営することを確保するためのものであり、事業者が法令に則って適正に事業運営を行う場合には金銭的負担は生じない。</p>
直接的な効果(便益)の把握	<p>都道府県知事や市町村長が事業実施者等を監督することにより、事業や施設の利用者について、①不適切な事業を実施している場合は是正が可能となり、事業の質の担保が図られ、②利用者が安心してサービスを利用することができるようになり、③児童や妊産婦等の生命や身体の安全が図られることとなる。また、事業実施者等についても、行政官庁の監督により、健全な事業の運営が担保されるとともに、利用者からの信頼が高まることにより、事業を円滑な実施が図られることとなる。</p>
副次的な影響及び波及的な影響の把握	副次的な影響及び波及的な影響は想定されない。
費用と効果(便益)の把握	<p>○ 家庭環境等支援事業を行う者や里親支援センターを経営する者について、事業開始等の届出や必要に応じた調査への対応等は生じるものの、簡素な規制とすることにより費用等の発生は抑制されている。</p> <p>○ 規制を導入することで、家庭環境等支援事業や里親支援センターを経営する事業の適正な運営を確保することにより、利用者が安心してサービスを利用することができるようになり、児童や妊産婦等の生命や身体の安全が図られることとなるほか、事業実施者等の健全な事業の運営の担保も図られることとなるため、増加する費用を上回る便益を得ることができると考えられる。</p>

<p>代替案との比較</p>	<p>○ 代替案として、家庭環境等支援事業及び里親支援センターを経営する事業を第二種社会福祉事業として位置づけることはせず、また児童福祉法に基づく届出を任意とし、事業者への調査を行う旨の規定を通知上設けることとすることも想定される。</p> <p>○ この場合、多様な事業者が存在している中で、都道府県知事や市町村長が任意の届出をした事業者のみ把握することとなり、家庭環境等支援事業者や里親支援センターを経営する者を網羅的に把握することができず、当該事業者が不適切な運営をすることを事前に防止することが困難となる。また、事業者への調査を行う旨の規定を通知において整備する場合、法律上の根拠なく協力を求めることとなるため、事業者が当該求めに応じない可能性が高まり、事業の不適切な運営を改善することが困難となる。家庭環境等支援事業や里親支援センターに係る事業については、児童や妊産婦の生命や身体の安全と密接に関わるものであるところ、事業の適正な運営が確保されない場合、当該者の安全が確保されず、改正案と同等の便益が期待できないこととなる。</p>
<p>その他の関連事項</p>	<p>社会保障審議会児童福祉部会社会的養育専門委員会の報告書において、事業の新設の必要性などについて言及されている。</p>
<p>事後評価の実施時期等</p>	<p>政府は、この法律の施行後五年を目途として、この法律による改正後の児童福祉法及び母子保健法の施行の状況等を勘案し、必要があると認めるときは、改正後の両法律の規定について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。</p>